

が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。)の数が十五人までは一以上、利用者の数が十

四 (略)

2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員(当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員及び前項の適用がある場合における看護職員又は介護職員(以下この条において「介護職員等」という。)を、常時一人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。

5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

(略)

7 | 6 | 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業と

が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。)の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すことに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略)

2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員(当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数を通じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

(新設)

(新設)

3 前二項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

(略)

5 | 4 | 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業と

が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第百十五条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条から第三十三条まで、第三十四条第五項及び第六項を除く。)、第三十四条の二から第三十六条まで及び第五十二条並びに第一節、第四節(第百条第一項及び第百七条を除く。))及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百十五条において準用する第百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護については法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第三十条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第百条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第九章 介護予防短期入所生活介護

(準用)

第百四十二条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第

が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第百十五条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条から第三十三条まで、第三十四条(第五項及び第六項を除く。)、第三十五条、第三十六条及び第五十二条並びに第一節、第四節(第百条第一項及び第百七条を除く。))及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百十五条において準用する第百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護については法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第三十条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第百条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第九章 介護予防短期入所生活介護

(準用)

第百四十二条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第

十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十六条まで、第五十二条、第二百二条、第四百四条及び第四百五条の規定、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百三十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二条第三項及び第四百四条中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第八節 基準該当介護予防短期入所生活介護

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

第百七十九条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第十三条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第百八十条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の

員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

(削る)

一 五 (略)

2 前項第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4・5 (略)

(設備及び備品等)

第百八十三条 (略)

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ (略)

ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。

ハ (略)

二 五 (略)

3・4 (略)

(準用)

第百八十五条 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十三条まで、第三十

十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十六条まで、第五十二条、第二百二条、第四百四条及び第四百五条、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百三十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二条第三項及び第四百四条中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第八節 基準該当介護予防短期入所生活介護

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

第百七十九条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防通所介護事業所又は社会福祉施設(以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第百八十条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の

員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 一人以上

二 六 (略)

2 前項第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4・5 (略)

(設備及び備品等)

第百八十三条 (略)

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ (略)

ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ハ (略)

二 五 (略)

3・4 (略)

(準用)

第百八十五条 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十三条まで、第三十

四 条（第五項及び第六項を除く。）、第三十四條の二から第三十六條まで、第五十二條、第二百二條、第四百四條、第五百五條、第二百二十八條並びに第四節（第三百三十五條第一項及び第四百四十二條を除く。）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九條中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第三十條中「第二十六條」とあるのは「第八十五條において準用する第三十八條」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二條第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三百三十五條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四百四十一條第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次條」とあるのは、「第八十五條」と、第四百四十四條中「第二百二十八條」とあるのは「第八十五條において準用する第二百二十八條」と、「前條」とあるのは「第八十五條において準用する前條」と、第四百四十八條中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第二百六十條（略）

2（略）

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービス

四 条（第五項及び第六項を除く。）、第三十五條、第三十六條、第五十二條、第二百二條、第四百四條、第五百五條、第二百二十八條並びに第四節（第三百三十五條第一項及び第四百四十二條を除く。）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九條中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第三十條中「第二十六條」とあるのは「第八十五條において準用する第三十八條」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二條第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三百三十五條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四百四十一條第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次條」とあるのは、「第八十五條」と、第四百四十四條中「第二百二十八條」とあるのは「第八十五條において準用する第二百二十八條」と、「前條」とあるのは「第八十五條において準用する前條」と読み替えるものとする。

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第二百六十條（略）

2（略）

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービス

の種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百六十五條に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービスの基準第四條に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

（記録の整備）

第二百七十五條（略）

2（略）

一 介護予防福祉用具貸与計画

二、六（略）

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第二百七十八條（略）

一（略）

二 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

三、六（略）

（前項）

の種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百六十五條に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第四條に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

（記録の整備）

第二百七十五條（略）

2（略）

（新設）

一、五（略）

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第二百七十八條（略）

一（略）

（新設）

二、五（略）

六 介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る担当職員（指定介護予防支援等基準第二條に規定する担当職員をいう。）により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が介護予防サービス計画に記載され